

第40号議案

加東市東条文化会館条例の一部を改正する条例制定の件

加東市東条文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市東条文化会館条例の一部を改正する条例

加東市東条文化会館条例(平成18年加東市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「取消し」を「取り消し」に改め、同項第1号中「第6条第3項各号」を「第8条第3項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第40号議案 要旨

加東市東条文化会館条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市東条文化会館条例（平成18年加東市条例第12号）の規定中、引用規定に条ずれ等が生じていることから、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 引用規定の条ずれを改めること。（第13条関係）
- (2) 所要の文言整理を行うこと。（第13条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(使用許可の取消し)</p> <p>第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を<u>取消し</u>、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命じることができる。</p> <p>(1) <u>第6条第3項各号</u>のいずれかに該当する理由が生じたとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用許可の取消し)</p> <p>第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を<u>取り消し</u>、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命じることができる。</p> <p>(1) <u>第8条第3項各号</u>のいずれかに該当する理由が生じたとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>